# 第3編

資料編

## 第二次上田市障害者基本計画の達成状況及び評価

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
1.生活支援				
I)相談支援体 制の構築	相談支援事業者の一層の体	・圏域障害者基幹センター業務 委託事業	圏域における福祉・医療・保健・就労・教育等に 関する各種サービスの総合的な調整、相談支援	障がい者 支援課
でが将来	制充実と資質の	女癿事未	事業を始めとした圏域全体でのシステムづくりに	又1友杯
	向上について		関する主導的な役割を担っている。	
	132.4		全体会一運営委員会一専門部会(療育・発達専	
			門部会他 4 部会) - 障害福祉計画推進プロジェ	
			クト委員会	
		・専門職による相談	個々のケースを通じて事業所との支援体制を構	発達相談
		・放課後デイサービス事業者等との	築していくことができた。	センター*
		連携		
		・相談事業者の資質の向上を目的		
		とした支援者向け研修会の開催		
		・圏域障害者自立支援協議会	相談支援専門員のスキルアップを図るため、関係	
		設置事業	機関と連携し、各種研修や事例検討、ケアマネジ	支援課
			メント連絡会を開催し相談事業の機能強化を図	
		rn は マキ! 車 ユサ nl  / 宀 +ト	った。	中心,大
		·団体活動費補助(家族会)	家族会への活動支援により、同じ悩みを持つ方々	
		・ピアサポート基礎研修	の交流の場や互いに相談できる環境の確保が図れた。	支援課
			1º/-。   ピアサポーター養成講座などの研修を通じて、同	
			じ悩みや問題を持つ方々同士での相談事業を行	
			った。	
2)障害福祉サ	障がい福祉サー	・計画相談支援の利用支援	利用者の生活様態やニーズに適したサービス利	障がい者
ービスなどの充	ビス <sup>*</sup> 等の社会		用計画の作成を行い、日常生活の安定化が図れ	支援課
実	資源の充実と有		た。	
	効活用について		H29:1495件 H30:1483件 R元:1528件	
		・上田市つむぎの家*管理運営	上田市つむぎの家*について、指定管理者制度に	障がい者
		委託事業	より管理運営支援を行った。また、医療的ケア*の	支援課
			必要な障がいのある人への支援を充実させるた	
			め、平成 29 年度に医療・福祉・教育などの関係	
			機関による「医療的ケア児者支援検討委員会」	
			を圏域で立上げ、課題整理や研修、意見交換会	
			などを行った。	
		・共生型サービス*の周知	高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを	
			受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両制	護課
			度に新たに位置づけられた「共生型サービス*」	
			について、介護保険サービス事業所や障害福祉 サービス事業所等へ周知を図った。	
			#備検討委員会において圏域市町村単位での	障がい者
		・地域包括ケアシステム*準備検討	「介護保険サービス移行に向けた説明リーフレッ	支援課
		■ 委員会によるスムーズな介護保険 ■ サービスへの意向の検討	ト」の作成及び対象者向けの調査体制整備と関	~J,X.D.
		) しか、W. 忌円が快刮	係支援機関との地域連携強化を図った。	
		·福祉有償運送協議会設置事業	移動経費の負担軽減と利便性の向上による社会	障がい者
			参加の増進が図れた。	支援課
			令和元年度末現在、5 事業所により実施。	
		·自動車改造費助成事業	社会参加に大きく寄与する移動手段の確保に対	障がい者
		·自動車免許取得費助成事業	する補助により、行動範囲の拡大等、生活の質の	支援課
			向上が図れた。(補助件数)	
			自動車改造 H29:5件 H30:4件 R元:5件	
			免許取得 H29:1 件 H30:2 件 R 元:3 件	

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
		・医療的ケア児*の退院前支援	医療的ケア*の必要な児には、病院退院前から医療機関と福祉担当と連携し地域での必要な支援を早期に実施することができた。	健康推進課
		·日中一時支援事業	障がい児者の日中活動の場を確保し、家族への レスパイト*ケアにも寄与できた。 H29:504件 H30:463件 R元:463件	障がい者 支援課
		・関係機関との協議	重度の障がいのある人について、医療や福祉等の関係機関と連携し、重度訪問介護を含めたサービスの総合的な支援方法の協議・検討を行い、適切なサービス提供を図った。	障がい者 支援課
3) 障がい児支援の充実	障害の程度・成 長段階に応じた 障害児支援の 充実について	・乳児期から現れている発達の遅れに対し作業療法士が個別対応する等、専門職の充実を図った。 ・専門医による相談の結果を保護者、関係機関と共有し効果的な支援を実施した。	専門医による相談を受けることにより保護者だけ でなく保育士等支援者にとっても対応の仕方が 分かり効果的な支援につながった。	発達相談 センター <sup>*</sup>
		・巡回相談事業	状態に応じた手帳取得等により、教育や日常生活における支援環境の構築を図り、安定的な療育環境を維持することに寄与した。	障がい者 支援課
		・不登校などの二次障害につながらないよう、乳幼児支援を中心とした事業展開。 ・支援者がその子の特性に適応したかかわり方ができるよう支援者向け研修会を開催。 事業名:親子教室たんぽぽ(2歳児・3歳児コース)・ペアレントトレーニング**講座(年2コース)・作業療法士による運動教室(幼児グループ・児童グループ)・市民向け発達講演会・専門医師による相談会	・発達相談センター*での相談件数は令和元年度 1956 件と平成 22 年度の約 4 倍に増加し、年 齢別にみると小学生以上が約 6 割を占めてい る。 ・専門職が早期の段階から保護者に対して具体 的な関わり方を提案することで子どもの成長発 達が促され、その結果育児が楽しくなり、子ども との良好な愛着形成につながっている。	子育ち大援課
		・H27 年度から、I 歳 6 か月児健 診において「乳幼児自閉症チェッ クリスト」を用いて保護者と一緒に 子どもの発達の理解を深めながら 確認し早期対応を実施している。	客観的な指標として保護者へ伝えることができる ため支援に入りやすい。	健康推進課
		・新しい園舎の整備にあたっては、 パリアフリー*に配慮した。 ・障がい児担当保育士育成研修 (公開保育・実習等)、保育所職 員研修会(発達に支援を必要とす る子どもの保育に係る研修会)開催 ・発達支援担当保育士、言語聴覚 士による巡回指導 ・発達相談事業	・バリアフリー*に配慮し、神科第一保育園、神川保育園を建設した。 ・障がい児担当保育士研修、保育所職員研修会を継続して開催することにより保育士のスキルアップを図った。 ・巡回指導 H29:70回、H30:65回、R元:48回・発達相談 H29:64回、H30:55回、R元:86回	保育課
		·自立支援協議会「療育·発達専門 部会	自立支援協議会「療育・発達専門部会」により、 課題の整理や施策の検討を進めている。 放課後等デイサービス事業所数 H25:3事業所 → R2:11事業所(市内 9+圏域内 2)	障がい者 支援課

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
2. 保健·医療				
1)障害の原因 となる生活習慣 病の発症予防と 重症化予防の	ライフステージ <sup>*</sup> に応じた健康づ くり、疾病予防、 及び重症化予	妊娠届出時の保健指導の実施	妊娠届出時に一人ひとりの状況にあわせ個別に 保健指導を実施している。	健康推進 課、子育 て・支援課
推進	防の推進について	乳幼児健診時の保健指導の実施	乳幼児健診時に集団指導の実施と必要者への 個別保健指導を実施し、きめ細かに対応してい る。	
		健康教育の推進	体育や保健体育をはじめとする各教科や特別活動を通じて健康教育の充実を図った。	学校教育課
		・高校への出前講座の実施	希望のある市内の高校へ出前講座による健康づくりの正しい知識の健康教育を実施した。	健康推進課
		・個別保健指導の実施 ・「ひとまちげんきクラブ」、「知って 得する運動講座」等各種健康づく り講座を実施		健康推進課
		生活支援体制整備事業	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の把握、資源の発掘を推進。 H30:モデル地域 3 地区 R元: 10 地域に配置	高齢者介護課
2) 精神保健·医療·福祉の充実	精神障害に対す る正しい理解と 啓発及びお互	広報·有線放送·行政チャンネルな どで啓発	多くの情報がある中で、正しい情報を伝える機会 となっている。	健康推進課
	いに見守り支え 合う地域支援の 推進について	「こころの相談」などの相談事業を 実施	「こころの相談」の実施により、相談者の間口を 広げ、相談につながりやすくなっている。	健康推進課
		法令に基づき自立支援医療の支給 申請の窓口を担うとともに、必要に 応じて申請勧奨を行った。	適切な支給決定がなされた。	障がい者 支援課
		自立支援協議会の地域生活移行 専門部会において、長期入院患者 等の地域移行に関する取組等を協 議	平成 30 年度からピアサポート(障がいのある人自身が自らの経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題解決等を支援したりする活動) 研修を行い、支援体制の推進を行った。また、地域の精神科病院を訪問し、意見聴取を実施した。	支援課
		自立支援協議会地域移行支援部会への参加	自立支援協議会地域移行支援部会が、各立場 でできることを進めている。	健康推進課

	分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
•	3. 教育·文化芸術	デ活動、スポーツ活動	助		
	I)インクルーシ ブ教育*の構築	児童・生徒が障 がいの有無にか	特別支援教育*の推進	・学習上のサポート等を行う特別支援教育*支援 員を市内全小中学校に配置し、一人ひとりの状	学校教育 課
	7 17 17 17 17	かわらず共に教 育を受けられる		況に応じた支援を行った。	W. I. I.
		多様な学びの	持てる力を最大限に発揮できる学	・教育支援委員会を設け、心理的・教育的・医療	学校教育
		場の整備につい	びの場の整備	的な総合的実態を調査し、すべての児童生徒の   心身の発達が適切かつ最大限に発揮できる学	課
		て		びの場に就学できるよう支援した。	
				H29 会議回数 8 回 判定件数 245 件	
				H30 会議回数 8 回 判定件数 229 件	
				R元 会議回数 8回 判定件数 256件	
			学校における対人関係スキルの習	・障がいのある児童・生徒が生活上、学習上の困	学校教育
			得支援	難を克服し、持てる力を高めるソーシャルスキルト	課
				レーニング*の充実を図った。	
			地域のサポーターと共にジョブ活動	3 地区で 5 名のジョブ活動を実施。	障がい者
			と言われる職場体験を行っている。	現在短縮傾向にあるが、地域で主体的に行って	支援課
			月に一度定例会で地域ごと活動の	いる活動のため、市として見守っている。 	
			報告や振り返りを行っている。 校長(幼保小合同)会議では「つな	   切れ目ない支援のためのツールとして「つなぐ」	発達相談
			べい (	5月11日ない文族のためのフェルとして、フなく」   を利用している支援者も増加している。	センター*
			学相談等で「つなぐ」を発行し、保		629-
			護者にも情報提供の必要性を伝え		
			切れ目ない支援の継続を図った。		
	2)教育環境の	教育施設におけ	ICT*の活用による学力の育成	・個々の特徴に合わせたアプリや教材を使用する	学校教育
	整備	るバリアフリー*		ことで、児童生徒の集中力や理解力向上への支	課
		化及び心のバリ		援を行った。   ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		アフリー*化の推		・音声アプリ「いーリーダー」の全校での活用 ・音声教材作成ソフト「PLEXTALK Producer」	
		進について		を活用した支援	
			教育施設の計画的な整備	・平成 28 年度には学校施設の耐震化に伴う全	教育施設
				工事が完了。	整備室
				・学校要望に基づき、学校施設におけるバリアフリ	
				ー*化、トイレの洋式化を実施。	
			特別支援教育 <sup>*</sup> に係る専門性の向	・教職員の特別支援教育*に関する知識、指導力	学校教育
			上	の向上を図るとともに、個別の指導計画を作成	課
				し、一人ひとりの状況に応じた教育を進めた。	
				・多層指導モデル MIM の活用支援   (R 元 モデル校 8 校)	
				- (	
				- 週末の子椒におけるユーハーリルテリイン 化 の視点を活かした授業改善の支援	
				(塩田地区小中学校4校)	
				・個別の指導計画と授業での活用支援	
				(R 元 モデル校 3 校)	
			教育支援、就学の相談体制の充実	・保育課等と連携し、早期からの相談支援、年中	学校教育
				児の保護者向け小学校説明会を実施。	課
			P立 1.%、大 TO クフ ~ 14. 4、 カーナー	・就学の相談に必要な発達支援検査等の実施。	<u> </u>
			障がい者理解の推進と教育的ニー   ズに応じた支援	・学校の教育活動全体を通じ道徳教育や人権教 育を行い、児童生徒が他人の気持ちを共感でき	
			- へに応した乂仮	肩を付い、児童生徒が他人の気持ちを共感(さ   解決できる力を育んだ。	課
				一・児童生徒の心のケアにも努め、スクールカウン	
				セラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣、	
				子どもと親の相談員及び教室相談員を全小中学	
				校に配置した。	

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
3) 文化芸術活	障がいの有無に	   移動支援事業	個々の実態に合った外出支援により、利便性及び	障がい者
動、スポーツ活	関わらず、誰も		生活の質の向上が図られた。	支援課
動などの振興	が文化・芸術、		   移動支援給付実績	
	スポーツ活動等		H29:I,902件 H30:I,79I件	
	を楽しむことが		R 元:1,783 件	
	できる環境の整		普段関わりのない障がい者と健常者の交流の場	障がい者
	備や機会の確		として継続されている事業であり、障がい者の社	支援課
	保について		会参加に貢献した。	
			<参加団体数及び来場者数>	
			H26:40 団体・3800 人、H27:38 団体・3500 人、	
			H28:47 団体・5000 人、	
			H29:41 団体・5500 人 H30:45 団体・3000 人、	
			R元:42団体・3000人	
		自主事業の際にレセプショニストが	障がいのある方が来館された際に客席までサポ	交流文化
		サポートできるよう研修を行った。	ートすることができた。	芸術セン
				ター
		自主事業の際にレセプショニストが	障がいのある方が来館された際に客席までサポ	上田市立
		サポートできるよう研修を行った。	ートすることができた。	美術館
		・障がいのある人でも利用しやすい	・安全確保のためエレベーターの定期点検や修	生涯学
		環境の整備を進め、施設に故障や	繕箇所の点検、手すり設置、階段すべり止めや車	習・文 化
		不備のないよう維持管理に努めた。	椅子の修繕を実施した。	財課
		・障がい者理解を深めるための職	・あいサポーター職員研修へ参加した。	
		員研修、障がい者の人権や多様性	・「多様性を認め合い、力を出し合い、地域を元	
		を認めあう社会形成に関する講座、	気に」をテーマにした研修会を実施した。	
		障がい者事業所講師による講座等	・「障がい者の人権」等をテーマにした懇談会を	
		の開催。	実施した。	
			・障がい者事業所講師による入浴剤づくり講座を	
			実施した。	
		上小障がい者スポーツ大会開催	障がいのある人のスポーツへの参加と交流を図	障がい者
			るため、上小障がい者スポーツ大会を開催した。	支援課
			参加団体数:	
			H29:13 団体	
			H30:13 団体	
			R元:12団体	

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
4. 雇用 · 就労				
1)障害者雇用 の促進	就労により自立 及び地域定着 に向けた障害者 雇用施策の一 層の充実につい て	①上小圏域障害者自立支援協議会(就労支援専門部会)への参画②「高校生の就職に係わる懇談会」開催 ③「上田養護学校見学会」の企業周知	参加団体数: H29:13 団体 H30:13 団体 R元:12 団体	地域雇用 推進課
		上小圏域障害者自立支援協議会 (就労支援専門部会)への参画	障がい者自身が障がい特性等を取りまとめて支援機関等へ説明する際に活用するナビゲーションマップや、障がいのある方が働く上で配慮等を整理して就職や職場定着に向けての情報共有ツールである就労パスポートの説明会等を上田公共職業安定所や就労支援専門部会にて行った。	障がい者 支援課
		障害者雇用促進法における法定雇 用率*の安定的かつ継続的な達成 を図るため、障がいをもつ非常勤職 員の選考採用を行った。	法定雇用率*に対する実雇用率(())内は当該 年度6月1日現在の法定雇用率*) R元年度3.1%(2.50%) H30年度2.5%(2.50%) H29年度2.65%(2.30%)	総務課
		上小圏域障害者就労・生活支援センター*の活用	圏域障害者就労・生活支援センター*の活用により、専門性の高いきめ細かな対応が可能となった。 相談件数 H29:4,428 件、H30:3,672 件、 R元:4,448 件 (長野県)障がい者雇用率:H29:2.06%、 H30:2.14%、R元:2.17%	障がい者 支援合 と 後センタ ー)
		障がい者差別解消法や合理的配慮*の周知  ①上田市就労サポートセンター(雇用推進コーディネーター)による事	・上田・丸子・真田の各商工会・商工会議所へ権 利擁護のリーフレットを配布し、障がいに対する理 解の促進を図った 配布部数:1,100 部 ・上田商工会議所会報へ障がい者週間と合理的 配慮*について掲載。 ①事業所訪問による情報提供と各種相談 事業所訪問による情報提供と各種相談	障がい者 支援課 地域雇用 推進課
2)総合的な就労の支援	労後の支援及 び就労環境の	業所訪問 ①上田市就労サポートセンター(雇用推進コーディネーター)による求職・労働相談	・H29 364件・H30 418件・R元 390件 ①相談窓口の設置と伴走型支援 相談件数 ・H29 112件・H30 146件・R元 168件	地域雇用推進課
	整備について	障がいのある人の就労促進に向けて、上小地域障害者就業・支援センターと上田公共職業安定所などによる支援が行われており、それらの機関と協力しながら支援を行った。	・職業評価依頼件数 H29:28 件 H30:27 件 R元:31件・職業準備訓練斡旋件数 H29:8件 H30:6件 R元:6件・職場実習斡旋件数(短期トレーニング・促進事業等) H29:109 件 H30:108件 R元:81件	障がい者 支援課
		①ハローワーク、県佐久技術専門 校と連携した事業周知 ケースワークを通じた支援(シェイ	①障がい者職業訓練生の募集を広報へ掲載、市 勤労者福祉センター内にチラシを掲載し周知 早期の就労に結びつくように、上小地域障害者	地域雇用 推進課 障がい者
		ク、ハローワークへの取次等)	就業・支援センターでは、インテーク、職業訓練の 幹族、職場開拓、職場実習の幹族、雇用契約調整、ジョブコーチ*支援・障害者トライアル制度の 幹族・雇用契約後の定着支援等の支援を行っている。	支援課
		①上田市就労サポートセンター(雇用推進コーディネーター)による求職・労働相談【再掲】	①就労移行事業所との情報交換(R元 2回) 相談者への伴走型支援に努め、職場定着を支援する。	地域雇用 推進課

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
		就労定着支援事業	平成 30 年度の障害者総合支援法*の一部改正により創設された新たなサービスである就労定着支援事業(一般就労に移行する障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行う)により定着化促進を図った。	障がい者 支援課
		創業プラットフォームを中心とした 創業支援	支給決定数 H30:6件、R元:9件 ①上田商工会議所、AREC と連携し、創業・起業 に向けた伴走型支援を実施	地域雇用 推進課、 商工課
3) 障がい特性 に応じた就労支 援及び多様な	- · · · · ·	推進コーディネーター)による事業	事業所訪問を通じ、上小圏域障害者総合支援センター等関係機関を紹介、雇用拡大と職場定着 を図った。	地域雇用推進課
就業の機会の 確保	確保、就労環境	ハローワーク上田「専門援助コーナ ー」設置	上田商工会議所、AREC と連携し、創業・起業に 向けた伴走型支援を実施	地域雇用 推進課
	の改善について	上小圏域障害者就労・生活支援センター*による相談支援	上小圏域障害者総合支援センター(上小地域障害者就業・支援センター)との連携を図り、情報 共有や紹介を行うことにより雇用促進を行った。	障がい者 支援課
		相談窓口の設置 上小圏域障害者就労・生活支援セ	長野働き方改革推進支援センターと連携した事業所向け「働き方改革」相談会開催・R元 5回	地域雇用 推進課 障がい者
		ンター*が、障がい者とハローワークを仲介することで、一般求人票から相談者に適する職を抽出し、企業との調整により相談者専用求人票の作成と調整を行った。	·一般(30 時間以上/週) H29:52 人 H30: 41 人 R元:35 人 ·短時間(20時間以上30時間未満) H29:34 人 H30:31 人 R元:32 人 ·短時間(20 時間未満) H29:5 人 H30:12	
		就労支援専門部会	人 R元:10人 圏域内の就労系事業所や病院関係者、養護学	地域雇用
			校教員等が参加する就労支援専門部会において、それぞれの事業所が抱える課題や取り組んでいる事例等を共有することや、障がい特性に応じた作業の進め方等を共有・議論することで工賃向上に向けて取り組んだ。	推進課、 障がい者 支援課
		農福連携*推進のため、新たにオープンするぶどう畑へ障がい福祉サービス事業所への作業委託を調整。	9/11 より、上田市丸子のぶどう畑において、障がい福祉サービス事業所のリズムとワンズが作業委託を受け、ぶどうの収穫作業等を実施。	
		農福連携*推進	①JA へ専属の農福連携コーディネーター*を配置、コーディネーターを中心に「専任推進員」や JA 営農指導員と連携しながら、農家への福祉の 理解促進と福祉分野でできる農作業の掘り起こ しを行った。 ②NPO 法人長野県セルプセンター協議会と作 業項目の調整や福祉事業所の紹介を通して、福 祉分野とのマッチングを目指した。	農政課
		障害者優先調達推進法*に基づき、 平成 26 年度から障害者就労施設 等からの物品等調達推進方針を定 め、障害者優先調達の一層の推進 を図った。	優先調達実績 H26:7,306,316 円 H27:4,231,299 円 H28:3,746,685 円 H29:4,550,412 円 H30:5,019,373 円 R元:9,829,118 円 その他、事業所による庁内販売の実施(R元年度 144,030 円)、庁内パソコン等のリサイクル(R 元年度~)、農福連携*による取り組み(R2 年度 ~)を実施	障がい者 支援課

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
5. 生活環境				
1)住み慣れた 地域で生活でき る住宅の確保	の推進及びユ	市営住宅人居前工事において、浴 室及びトイレ等に手すりを設置	浴室及びトイレ等に手すりを設置 【実績】H29 19 戸、H30 15 戸、R 元 25 戸、 3 年合計 59 戸	住宅課
る住七の唯体	ニバーサルデザ イン <sup>*</sup> の普及につ いて	社会福祉法人等への市営住宅の使用許可	社会福祉法人等への市営住宅の使用許可 【実績】H29 3戸、H30 3戸、R元 3戸、	住宅課
		住宅改修費補助	3年合計 9 戸 日常生活用具(住宅改修)実績 令和元年度 件数 3 件、給付額 474,500 円 (年度ごとに実績必要か) 障がい者にやさしい住宅改修実績 令和元年度 件数 2 件、給付額 1,057,680 円	障がい者 支援課
		関係機関による連携した取り組み	(年度ごとに実績必要か) 利用希望者の意向を確認するとともに、関係機 関・関係部署と情報を共有し、相談体制の充実を	障がい者 支援課
		相談窓口の設置	図った。 高齢者介護課及び各地域自治センターで相談を 受け、増改築の内容や必要な介護機器を検討し た。	高齢者介護課
		ケースワーク及び支給決定業務	ケースワーク及び支給決定業務を通じ、共同生活援助の体験利用や地域移行支援などのサービスにつなげた。	障がい者 支援課
		民生委員・児童委員への協力体制の周知	民生委員・児童委員協議会専門部会の研修時等において、連携及び協力体制の構築について 働きかけを行った。	障がい者 支援課
		消防署と連携を図り対応した。	消防署と連携を図り対応した。	建築指導課
2) 公共的施設 などのバリアフ リー* 化など障	保や移動しやす	拠点集約型都市構造への実現に 向けて、平成 3   年 3 月に上田市 立地適正化計画を策定・公表した。	立地適正化計画に基づき、居住誘導区域外にお ける開発や建築行為等の届出を義務化し、緩や かな誘導を行った。	都市計画課
がい者に配慮し たまちづくりの 推進		・観光施設や観光トイレのバリアフリー*、ユニバーサルデザイン*の案内表示設置の有無について調査を行った。	○調査対象 観光施設(観光会館、塩田の館、別所温泉センタ ー)観光トイレ	観光課
		道路の移動等円滑化整備ガイドラインに沿って、高齢者、障がい者のほか、すべての人に使いやすいユニバーサルデザイン*の考え方に配慮した設計を行った。 上田城跡公園パリアフリー化事業新参町線無電柱化及び道路改良事業	平成 28 年度までに上田城跡公園内の園路舗装及びトイレ改修を行った。 平成 29 年度から新参町線の無電柱化及び道路改良事業の具体的な計画を始めて、令和元年度から工事に着手した。	都市計画課
		事業者において、国のバリアフリー 化設備等整備事業を活用し、ユニ バーサルデザイン*タクシーを導入し た。また、国の地域公共交通確保維 持事業を活用し、バス事業者がノン ステップバスを導入した。	高齢者・障がい者・傷病者・車いす利用者・妊婦の方など、移動に関してそれぞれ多様な制約を持つ利用者が安全安心かつ快適に利用することができるようになった。 タクシー H30 年度 2台導人 (上田観光自動車㈱、菅平観光タクシー㈱) バス H29   台導入(上田バス㈱) H30   台導入(千曲バス㈱) R元 2台導入(上田バス㈱、千曲バス㈱)	交通政策課

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
		移動等の円滑化のために講ずべき	平成29年度から新参町線の無電柱化及び道路	都市計画
		施設について、高齢者や障がいの	改良事業の具体的な計画を始めて、令和元年度	課
		ある方に具体的な意見を伺いなが	から工事に着手した。	
		ら計画を進めた。(新参町線無電柱		
		化及び道路改良事業)		1-1-1-
		道路施設について改善要望があ	平成30年度から令和元年度にかけて改修工事	都市計画
		り、点字ブロックの向きや横断歩道	を行って、問題点の改善が図られた。 	課
		部の段差改善を行った。	東式 26 年度から20 年度に安山振動供も行い	都市計画
		JT 跡地の開発により新たな交差点 や施設が建設されたため、移動す	平成 26 年度から 28 年度に案内板整備を行い、 サントミューゼなど主要な施設へのアクセス向上	部中計画課
		る方の利便性向上を目的として案	サンドミュービなど主要な施設・Wグラフピス同工	歃
		内板の設置を行った。	<b>ル区 51 い</b> こ。	
		(公共サイン整備事業)		
6.情報アクセシヒ	<u> </u> バリティ*	(5/7 / 12 1111 / 3/7		
(1)情報通信に		令和2年2月末に市ホームページを	ホームページ全体の達成基準が「適合レベル A	広報シテ
おける情報アク		リニューアルし、アクセシビリティ*を	及びAA」を達成。	ィプロモ
セシビリティ*の	報や市政情報を	日本工業規格「JIS X 8341-	音声読み上げやルビ機能、文字サイズ変更、色合	ーション
向上	迅速に手にする	3:2016」*に準拠させた。	い変更などが可能となった。	課
	ことができる環	上田市メール配信サービスについ	メール配信全登録者数は、現行計画策定時(平	
	境の整備につい	て、広報うえだへの記事掲載や自	成 26 年)から 12,000 件弱の登録者増の約	
	て	治会でのポスター掲示、チラシ配布	23,800 件(令和 2 年 6 月現在)。ファックスに	
		などにより登録を促進。また、障が	よる情報配信登録事業所数は、令和2年4月現	
		い者施設に対しファックスでの災害	在で 40 件。	
		情報などの配信も行った。		
		・「パソコン相談室」や出前講座「イ	・マルチメディア情報センターにおいて、「パソコン	情報シス
		ンターネット安全教室」等を実施。	相談室」の開催や、「インターネット安全教室」等	テム課
		・特別支援学校*などの施設見学の	を実施したほか、施設見学を受け入れ、映像ライ	(マルチ
		受入れや、障害のある子どもを預か	ブラリー、キッズコーナーを開放し、パソコン、タブ	
		る団体などに対する支援を行った。	レットなどに触れていただくなど、障害の有無にか	情報セン
			かわらず、誰もが情報機器等について相談したり	ター)
		災害情報や市政情報・地域情報に	触れる事のできる機会を提供できた。 各種情報発信媒体を組み合わせ、災害情報や市	広報シテ
		火舌情報や中以情報・地域情報については、広報紙やホームページで		仏報シティプロモ
		の情報発信のほか、上田市メール、	努めた。	ーション
		市公式 Twitter*、FM とうみアプリ	7,477.6	課
		などあらゆる情報発信媒体を活用		ω,
		なこめらゆる情報光信殊体を活用   し発信を行っている。		
			   指定避難所となっている小中学校体育館(34	情報シス
		や、平常時における生涯学習活動	校)や公民館(3 館)、サントミューゼなどに公衆	
		等での利活用を目的に公衆無線	無線 LAN を整備した。	
		LAN を整備した。		
(2)コミュニケ	視聴覚障害等	手話奉仕員等の派遣事業	手話奉仕員等の派遣を通じて、聴覚障がい者と	障がい者
ーション支援の	の障がい特性に		の社会参加を促進できた。	支援課
充実	応じたコミュニ		派遣実績(延べ件数)	
	ケーション手段		H29:202件 H30:255件 R元:286件	
	に関する支援に	音訳点訳業務委託事業	広報紙などの点訳・音訳を行い、情報入手が困	障がい者
	ついて		難な障がい者に必要な市政情報を届けた。	支援課
		上田点字図書館デイジー図書*作	平成 29 年度   42 冊	点字図書
		成。	デイジー図書蔵書数 6,009 冊	館
		音訳ボランティアグループから録音	平成 30 年度 127 冊	
		テープの提供を受けてデジタル化し	デイジー図書蔵書数 6,185 冊	
		デイジー図書*を作成。	令和元年度   37 冊   ごひ、 図書 井井 / 200 冊	
			デイジー図書蔵書数 6,377 冊	

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
7.安全·安心				
(I)防災·防犯	要配慮者*への	住民支え合いマップ*の整備	自治会及び社会福祉協議会と連携し住民支え	福祉課
対策の推進	災害時の支援		合いマップ*の整備を進めた。	
	について、及び、		R 元末で 230 自治会が作成済み。	
	地域における防	①学識経験者として社会福祉法人	①年   回程度	危機管理
	犯活動の推進	が参画する上田市防災会議を定期	②年   回(市内 4 地区)	防災課
	について	的に開催し、上田市地域防災計画		
		の見直し等を実施		
		②地域住民や関係機関が参加し、		
		地域特性に配慮した市民主体の防		
		災訓練を実施	   ①社会福祉法人·医療法人(13 法人)	<b>~₩</b> 盔m
		①災害時等における要援護者(要	①任会備他法人・医療法人(13 法人)   ②長野県タクシー協会上小支部	危機管理 防災課、
		配慮者*)の緊急受入れに関する協	②女野県ダクシー協会上小支部	防火誅、 福祉課
		定を締結		佃业床
		②災害時等における要援護者(要		
		配慮者*)の輸送協力に関する協定		
		を締結		
		上田市特殊詐欺等被害防止連絡	年2回開催	生活環境
		協議会の開催		課
		電子メール等での相談受付体制の	障がい者支援課への問い合わせや相談は、電話	障がい者
		確保	に限らずFAXや電子メールでも受け付けており、	支援課
			体制は整えている。	
8. 差別の解消及	び権利擁護			
(1)障がいを理	権利擁護のた	相談体制等の充実	虐待通報窓口や障害者差別相談窓口を担い、障	障がい者
由とする差別の	めの相談・支援		がい者虐待や差別に関する相談について迅速な	支援課
解消の推進	体制の充実につ		対応に努めた。	
	いて	・「障害を理由とする差別の解消の	・市ホームページへの掲載により、周知を図った。	人権男女
		推進に関する法律」の周知	・市民プラザ・ゆうにおいて、女性相談員によるな	共生課
		・相談・支援体制の充実	んでも相談や女性弁護士による法律相談、また、	
			法務局等において、人権擁護委員による人権相   談を行った。	
		権利擁護委員会の開催	談を1,1つた。   虐待通報窓口や障害者差別相談窓口を担い、障	障がい者
		惟利擁護安貝会の用惟	信付週報念ロで障害有左が相談念ロを担い、障   がい者虐待や差別に関する相談について迅速な	障がいる 支援課
			対応に努めた。	又]及环
		職員対応マニュアルの作成	平成 27 年度に障がいのある方への職員対応要	障がい者
			領*(窓口等対応マニュアル)を策定し全職員へ	支援課、
			現 (窓口寺対応ャーエ) ル) を泉足し主職員・・ 配布した。	総務課
(2)虐待の防	虐待防止に関す	出前講座の実施による普及啓発	出前講座の実施	障がい者
止と権利擁護の	る啓発及び判断	出的時任の人地により日人也九	H29:6件、H30:3件、R 元:6件	支援課
推進	能力が不十分	<u></u> ・虐待防止研修会の開催	・虐待防止研修会の開催及び参加	障がい者
	な障がい者の権	・虐待通報ケースの迅速対応	H29:2 件、H30:2 件、R 元:2 件	支援課
	利擁護について		・虐待通報ケースの迅速対応	
			通報件数	
			H29:16件、H30:13件、R元:14件	
			うち虐待研修	
		1	H29:5件、H30:3件、R元:3件	
			112713 [[(110010 [[(117010 []	
		成年後見支援センター運営委託事	H26 市民後見人の養成講座を開催(受講者	障がい者
		成年後見支援センター運営委託事業		障がい者 支援課
			H26 市民後見人の養成講座を開催(受講者 34名) H28 法人後見支援員 委嘱(5名)	
			H26 市民後見人の養成講座を開催(受講者34名) H28 法人後見支援員 委嘱(5名) H29 法人後見支援員 委嘱(5名)	
			H26 市民後見人の養成講座を開催(受講者 34名) H28 法人後見支援員 委嘱(5名)	障がい者 支援課

分野別施策	課題	課題への対応及び実施事業等	計画に対する成果	担当課
9. 行政サービスな	どにおける配慮			
(I)行政サービ	行政手続き、市	障がいを理解するための職員研修	平成 27 年度から障がいを理解するための職員	総務課
スなどにおける	政情報の提供	の実施	研修を毎年開催し、平成28年度に障がいのある	
配慮	等における配慮		方への職員対応要領*(窓口対応マニュアル)を	
	について		作成、全職員へ配布し配慮の徹底を図った。	
		障がいを理解するための職員研修	職員研修参加者数	障がい者
		の実施	H29:162 名、H30:134 名、R 元:141 名	支援課
		(障がい者支援課で主催)		
		ホームページのアクセシビリティ*に	年   回開催し、ホームページのアクセシビリティ*に	広報シテ
		関する職員研修を開催した。	関する職員の理解を深めた。	ィプロモ
				ーション
				課
		・アクセシビリティガイドラインに則	・障害福祉制度に係る情報を掲載したページに	障がい者
		り、アクセシビリティ*に配慮したホ	ついては、すべてアクセシビリティガイドラインに適	支援課
		ームページ作成を行った。	合している。	
		・業務用パソコンのOSアップグレー	・障がいの有無にかかわらず誰もが読みやすい	
		ドに伴い標準搭載された UD フォン	字体として設計されたUDフォントを活用し、市民	
		トの活用に努めた。	向けの文書の読みやすさに配慮した。	
		選挙の都度、事務従事者に対し代	期日前投票・当日投票における代理投票者数	選挙管理
		理投票制度の周知を図るとともに、	令和元年執行参議院選挙 I32件	委員会
		投票所における対応について事前	平成 28 年執行参議院選挙 120 件	
		指導を行う。	平成 30 年執行上田市長選挙 139 件	
			平成 26 年執行上田市長選挙 120 件	
		あらゆる機会を捉え、郵便等による	「郵便等投票証明書」の交付件数 H26~R 元:	選挙管理
		不在者投票制度*の周知に努める。	27 件	委員会

#### 2 諮問と答申

#### 【諮問】

2 障第 252 号 令和 2 年 7 月 31 日

上田市障害者施策審議会 会長 小林 彰 様

上田市長 土屋 陽一

第3次上田市障がい者基本計画並びに第6期上田市障がい福祉計画 及び第2期上田市障がい児福祉計画の策定について(諮問)

障がいの有無に関わらず、全ての市民は、一人ひとりが主権者であるとともに、 等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されなければなりません。そのために、優しさと思いやりにあふれ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が主体的に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域 社会の実現が求められています。

上田市では、平成 25 年に「第二次上田市障害者基本計画」を定め、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、この基本計画の実施計画的な位置づけとして平成 30 年に「第5期上田市障がい福祉計画及び第1期上田市障がい児福祉計画」を定め、障害福祉サービス等が円滑に提供されるための体制整備を計画的に推進しているところです。

これら3つの計画は、令和2年度が最終年度となっています。

つきましては、これらの計画の検証及び障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化及び法制度の改正並びに国の基本的な指針を踏まえ、引き続き上田市における障がいのある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進を図るため、「第3次上田市障がい者基本計画」並びに「第6期上田市障がい福祉計画及び第2期上田市障がい児福祉計画」について、諮問します。

#### 【答申】

令和3年1月22日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市障害者施策審議会 会長 小林 彰

第3次上田市障がい者基本計画並びに第6期上田市障がい福祉計画 及び第2期上田市障がい児福祉計画の策定について(答申)

第二次上田市障害者基本計画、第5期上田市障がい福祉計画及び第1期上田市障がい児福祉計画は、令和2年度をもって計画期間が終了となることから、当審議会は、令和2年7月31日に第3次上田市障がい者基本計画、第6期上田市障がい福祉計画及び第2期上田市障がい児福祉計画の策定について、諮問を受けました。

私たち、全ての市民が、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するためには、障がいのある方が可能な限り、身近な場所において、必要な日常生活や社会生活を営むための支援が受けられることが重要となります。

当審議会では、計画案の策定にあたり、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、現計画の進捗状況を検証するとともに、障がい福祉の実態や施策等の動向を勘案し、基本計画では、4つの重点施策と11の分野別施策の基本的方向を、福祉計画では、成果目標として掲げる7つの項目における目標達成に向けた方策等を議論し、意見を取りまとめ計画案に反映してまいりました。

本答申の趣旨を尊重していただき、障がいのある人の自立及び社会参加による共生 社会の実現と、障がい福祉サービス\*等の提供体制の整備と自立支援給付及び地域生活 支援事業\*並びに障がい児支援等の円滑な実現に向けて、ここに「第3次上田市障がい 者基本計画」、「第6期上田市障がい福祉計画及び第2期上田市障がい児福祉計画」(案) を答申いたします。

#### 3 計画策定の経過

計画策定に当たっては、障がいのある人はもとより、関係機関、関係団体等からなる審議会にて諮るとともに、健常者・障がい者双方を対象とした意向調査やパブリックコメントの実施により市民参画を図りました。庁内調整は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集による会議を開催せずに、随時調整を図る形で、全庁体制で策定作業を進めました。

年月日	会議等	内容
令和元年9月~10月	意向調査	
令和2年7月31日	第   回上田市障害者施策審議会	諮問、現行計画の評価検証
令和2年9月29日	第2回上田市障害者施策審議会	計画の概要説明・素案検討
令和2年11月25日	第3回上田市障害者施策審議会	計画の素案検討
令和2年12月	市民意見募集	広報うえだ11月号
令和3年1月20日	第4回上田市障害者施策審議会	計画内容の検討、承認
令和3年1月22日	答申	計画案の答申

#### 4 上田市障害者施策審議会 委員名簿

50 音順·敬称略

氏名	所属団体	備考
伊藤 正貴	長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山 リハビリテーションセンター三才山病院	
遠藤 謙二	上田市医師会	
小沼 紘代	特定非営利活動法人 上田市身体障害者福祉協会	
片山 優美子	公立大学法人 長野大学	副会長
小池 浩子	社会福祉法人 樅の木福祉会	
小林 彰	社会福祉法人 かりがね福祉会	会長
小林 功子	上田市肢体不自由児者父母の会	
櫻井 壯介	社会福祉法人 上田市社会福祉協議会	
佐藤 永寿子	上小圏域障害者総合支援センター	
中村 隆康	上小やまびこ会	
花岡 欣二	上田公共職業安定所	
古川 友枝	上田市民生委員・児童委員協議会	
星合 祐一	長野県上田養護学校	
宮下 千元	川辺泉田街づくり協議会事務局 ・川辺泉田社会福祉協会事務局	公募
吉池 美智恵	上田市手をつなぐ育成会	

# 5 用語集

※この用語集に掲載している用語は、計画本編中、末尾に「\*」が付いています。

## ▮あ行

用語	読み	解説
ICT	あいしーてぃー	(Information and Communication Technology)…情報
		(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称
アウトリーチ	あうとりーち	様々な形で、必要な人に必要なサービスや情報を届けること。対
		象者の把握だけにとどまらない。
アクセシビリティ	あくせしびりてぃ	年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単に
		たどり着け、利用できること。
移動等円滑化	いどうとうえんか	高齢者、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確
基準	つかきじゅん	保するため、公共交通機関の旅客施設や車両、道路、駐車場、公園、
		建築物の構造や設備の改善や、一定の地区における旅客施設、建
		築物やこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の
		施設の一体的な整備を推進して、高齢者、障がいのある人の移動や
		施設利用の利便性、安全性を向上させることを目的とした基準。
医療的ケア	いりょうてきけあ	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養
(児·者)	(じ・しゃ)	など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介助行為のこと
		で、医師が行う「医療行為」と区別してこのように呼ぶ。
		医療的ケアを必要とする障がい児(者)を医療的ケア児(者)と呼
		ುೆ <sup>°</sup>
医療的ケア児コ	いりょうてきけあ	医療的ケア児の特徴を踏まえ、個々の発達段階に応じた支援を行
ーディネーター	じこーでぃねーた	ってライフステージ*をつないだり、地域で活用できる社会資源を把
	_	握し、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた支援計画を通じ、
		医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、協働できるチームを作る役
		割を担う人。
インクルーシブ	いんくるーしぶき	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場
教育	ょういく	で共に学ぶこと。
インクルージョン	いんくるーじょん	包摂、包容などと訳され、外部にあるものを内部に取り込むこと、
		取り込んでいることを意味する。社会的に排除されている人を社会
		の一員として取り込んでいくことをソーシャルインクルージョン、障が
		いのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育をインクルー
		ジョン教育という。
インフォーマル	いんふぉーまる	公的・制度的ではないもののことを意味する。福祉分野では公的
		制度などに含まれない住民主体の取り組みなどの非公式活動を指
		す。

用語	読み	解説
上田市つむぎの	うえだしつむぎの	重症心身障がい児・者を対象とし、食事や排泄、入浴、健康管理
家	いえ	などを実施し、日中活動や集団生活に適応できるよう支援する通所
		施設。
上田市障害者	うえだししょうが	上田市障害者施策審議会条例(平成 26 年条例第8号)により
施策審議会	いしゃしさくしん	設置される諮問機関。障がい者に関する施策について必要な事項
	ぎかい	を調査審議することを目的とする。構成員は p.157 参照。
うえだ手話言	うえだしゅわげん	正式名称は「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意
語・情報コミュニ	ごじょうほうこみ	思疎通手段等の利用促進に関する条例」。
ケーション条例	ゅにけーしょんじ	手話言語の普及とともに、視聴覚障がい者等の意思疎通手段等
	ょうれい	が日常生活で広く利用されるまちづくりを推進するための条例。
上田市要保護	うえだしようほご	要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが
児童対策地域	じどうたいさくち	不適当であると認められる児童)の早期発見、適切な保護及びその
協議会	いききょうぎかい	健やかな育成の支援並びに推進に関することを関係機関と連携し
		て検討する協議会。
NPO	えぬぴーおー	NonProfitOrganization の略で、非営利で、自主的に公共的
		な活動を行う民間組織・団体を指す。特定非営利活動促進法により
		法人格を与えられた組織は NPO 法人と言う。

## ▮か行

用語	読み	解説
改正バリアフリ	かいせいばりあ	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す
一法	ふりーほう	る法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第28号)。
		同法は、バリアフリー基準適合義務の対象施設に小中学校などの
		公共施設を追加したほか、「心のバリアフリー*」を推進するため、ソ
		フト面での適合基準への遵守を求めている。
基幹相談支援	きかんそうだんし	地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として、障が
センター	えんせんたー	い者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施
		設。市町村または当該業務の実施の委託を受けた者が設置できる。
共生型サービス	きょうせいがたさ	同一の事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提
	ーびす	供できるように、どちらかのサービスを提供している事業所が、もう一
		方のサービスも提供しやすくなるようにする制度。
グループホーム	ぐるーぷほーむ	夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助
		を行う。平成26年4月にグループホームとケアホーム(入浴・排泄・
		食事の介護などを行う。)が一元化された。
ケアマネジメント	けあまねじめんと	障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応して、保健・医療・福
		祉などの地域資源やサービスを調整し、適切で継続性のあるケアを
		効果的に提供するための援助のこと。

用語	読み	解説
高次脳機能障	こうじのうきのう	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注
がい	しょうがい	意・思考・言語などの脳機能の障がい。外見上は障がいが目立たな
		いため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十
		分に認識できないこともある。精神障がいに分類され、平成 18 年
		度から新たに精神障害者保健福祉手帳の対象となった。
合理的配慮	ごうりてきはいり	障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障
合理的な配慮	\$	壁*を取り除くために必要な配慮のうち、過度の負担にならない範囲
		で提供できるもののこと。本人の意思の表明に基づき、性別や年齢、
		障がいの状態等に応じて提供すべきことが行政機関等に義務付け
		られており、事業者も提供するように努めなければならないこととさ
		れている。
心のバリアフリ	こころのばりあふ	施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供などのソフト
_	<i>1)</i> —	面での対応を進めるとともに、高齢者、障がいのある人などへの無
		理解、偏見、差別をなくしていくこと。
子ども家庭総合	こどもかていそう	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等
支援拠点	ごうしえんきょて	に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相
	h	談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務
		までを行う機能を担う拠点。

## ▮さ行

用語	読み	解説
災害時要配慮	さいがいじようは	障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時に適切な
者	いりょしゃ	情報が得られなかったり、独力で避難できないなど、何らかの支援
		を必要とする人のこと。
児童発達支援	じどうはったつし	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本
センター	えんせんたー	的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活へ
		の適応のための訓練を行う施設。
社会的障壁	しゃかいてきしょ	障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁
	うへき	となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
重症心身障が	じゅうしょうしんし	重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態にある人
い者	んしょうがいしゃ	のことであり、児童の場合は重症心身障がい児と言う。医学的な診
		断名ではなく、行政上の取扱いのための用語。
重度障がい者	じゅうどしょうが	本計画においては、重度障害者等包括支援の対象となる障害支
	いしゃ	援区分*6で意思疎通に著しい困難を有する者を指す。
住民支え合いマ	じゅうみんささえ	要援護者登録制度*に登録された人と、その人を支援する人(避
ップ	あいまっぷ	難支援者)、避難所などの情報を地図上に落とし込み一目でわかる
		ようにしたもの。

用語	読み	解説
障害支援区分	しょうがいしえん	多様な障がい特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な
	くぶん	支援の度合いを総合的に示すための区分で、主に介護が必要とさ
		れるサービスを申請する際に必要になる。非該当及び区分1~6まで
		あり、数字が大きいほうが支援の必要な度合いが高い。平成 26 年
		4月より、それまでの障害程度区分に代わって導入され、知的障がい
		や精神障がいの特性をより反映できるものとなった。
障害者基本法	しょうがいしゃき	障がいのある人のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地
	ほんほう	方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がいのある人の
		ための施策の基本となる事項を定める法律。平成 23 年に障がい者
		の定義に「社会モデル」の考え方が取り入れられるとともに、地域社
		会における共生や合理的配慮*の提供についての項目が新たに盛り
		込まれた。
障害者基本法	しょうがいしゃき	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とす
第11条第3項	ほんほうだいじゅ	るとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市
	ういちじょうだい	町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下
	さんこう	「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
障害者虐待防	しょうがいしゃぎ	正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者等の支援等に
止法	ゃくたいぼうしほ	関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)。
	う	同法は、障がい者の権利利益の擁護を目的として、障がい者に対
		する虐待の禁止のほか、虐待を受けた障がい者に対する保護や自
		立支援に関すること、養護者への支援措置などについて国等の責務
		を定めている。
障害者権利条	しょうがいしゃけ	2006 (平成 18)年 12 月に国連総会で採択され、2008 (平成
約	んりじょうやく	20)年 5 月に発効している。条約の締結によって、障がい者施策に
		かかる国内法は条約との整合が求められるとともに、条約の実施状
		況を定期的に国連に報告しなければならない。2014(平成 26
		年)、日本も批准した。
障害者差別解	しょうがいしゃさ	正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。
消法	べつかいしょうほ	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相
	う	互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障
		がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、
		平成 25 年6月に制定。障がいのある方に対する不当な差別的取
		扱いの禁止や、合理的配慮*の提供について定められている。

用語	読み	解説
障害者就業·生	しょうがいしゃし	障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面の
活支援センター	ゅうぎょう・せい	支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とする機関。関係機
	かつしえんせん	関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指
	たー	導・助言・職業準備訓練のあっせん等を行う。
障害者自立支	しょうがいしゃじ	障がい者施策における支援費制度の問題点を解消するために平
援法	りつしえんほう	成 18 年に施行。サービスを利用するための仕組みを3障がいでー
		元化したほか、支給決定基準の透明化・明確化、応益負担の原則な
		どが規定された。「地域社会における共生社会の実現に向けて新た
		な障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律
		(平成 24 年法律第 50 号)において、現在の障害者総合支援法に
		改正された。
障害者総合支	しょうがいしゃそ	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
援法	うごうしえんほう	するための法律」(平成 17 年法律第 123 号)
		障がいのある方の日常生活・社会生活に必要な障害福祉サービ
		スや地域生活支援事業*等の支援を総合的に行い、障がいの有無に
		かかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすこと
		のできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成 24
		年に障害者自立支援法に代わって制定。障がい者の定義に難病・等
		を追加するとともに、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームの
		グループホーム*への一元化などが実施された。
障害者優先調	しょうがいしゃゆ	正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達
達推進法	うせんちょうたつ	の推進に関する法律」(平成 24 年法第 50 号)。
	すいしんほう	同法は、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者
		就労施設等の供給する物品等の需要の増進等により障がいのある
		人の自立を促進することを目的とし、国や地方自治体に障がい者就
		労施設等からの優先調達と調達実績の公表を義務付けている。
障がい福祉サー	しょうがいふくし	障がい者の生活を支援するためのサービスであり、訪問系サービ
ビス	さーびす	ス、日中活動系サービス*、居住系サービス、相談支援等がある。
上小圏域障が	じょうしょうけんい	上小圏域に居住する障がいのある人の福祉・医療・保健・就労・
い者自立支援	きしょうがいしゃ	教育に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談
協議会	じりつしえんきょ	支援事業を始めとした上小圏域全体でのシステムづくりに関する主
	うぎかい	導的役割を担う協議の場。当事者団体、支援者団体、障がい福祉サ
		ービス事業所、医療機関、保健福祉事務所、就労支援機関、教育委
		員会などにより構成されている。
情報リテラシー	じょうほうりてらし	目的に応じて情報を活用する能力のこと。各種情報源を適切に利
	_	用し、散在する情報の中から必要な情報を収集、整理する能力を指
		す。

用語	読み	解説
職員対応要領	しょくいんたいお	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即し
	うようりょう	て、地方公共団体等職員が適切に対応するために必要な要領。
ジョブコーチ	じょぶこーち	障がいのある人が自分の障がい特性に合った仕事ができるよう
		に就職活動を支援したり、職場で障がいのある人に付き添って仕事
		に慣れるための支援を行う人のこと。
自立支援医療	じりつしえんいり	精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必
(精神通院)	ょう(せいしんつ	要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減する
	ういん)	制度。
成年後見制度	せいねんこうけん	障がいや認知症などの理由で判断能力が十分でない人を、不利
	せいど	益から守るための制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人
		等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結ん
		でしまった契約などを取り消したりできる。
成年後見制度	せいねんこうけん	正式名称は「成年後見制度*の利用の促進に関する法律」(平成
利用促進法	せいどりようそく	28 年法律第 29 号)。
	しんほう	同法は、成年後見制度*の利用の促進について、基本理念を定め、
		国や地方自治体の責務を明らかにするなどして、成年後見制度*の
		利用促進に関する施策を計画的かつ総合的に推進していくことを目
		的としている。
ソーシャルスキ	そーしゃるすきる	社会技能を身につけるための訓練。幼児教育や発達障がいの指
ルトレーニング	とれーにんぐ	導、統合失調症のリハビリなどに利用される。
ソーシャル・ネッ	そーしゃるねっと	交友・交流関係を構築する Web サービスのひとつ。誰でも参加で
トワーキング・サ	わーきんぐさーび	きる一般的な掲示板やフォーラムとは異なり、すでに加入している人
ービス (SNS)	す	からの紹介で参加できる。

## ▮た行

用語	読み	解説
地域活動支援	ちいきかつどうし	障がい者が通う施設であり、地域の実情に応じ、創作的活動又は
センター	えんせんたー	生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。
地域生活支援	ちいきせいかつ	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の
拠点	しえんきょてん	ための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門
		性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備
		し、障がい者の生活を地域全体で支えるためのシステム。さまざまな
		機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」と地域において機能
		を分担して担う「面的整備型」などがある。

用語	読み	解説
地域生活支援 事業	ちいきせいかつ しえんじぎょう	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業。相談支援事業、成年後見制度*利用支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などがある。
地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけ あしすてむ	介護が必要であったり、疾患を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供される仕組みのこと。主に高齢者等を対象に取り組まれてきたが、本計画には精神障がい者(発達障がい*及び高次脳機能障がい*を含む。)のための仕組みづくりを盛り込んでいる。
地域連携ネットワーク	ちいきれんけい ねっとわーく	「協議会」「チーム」「中間機関」から構成される権利擁護支援のための地域連携の仕組み。 ※チーム=個別事案に対して成年後見人等とともに、本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者が日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握して継続的にサポートしていく仕組み。 ※協議会=チームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう連携を強化し、自発的に協力できる体制づくりを進める合議体
中核機関	ちゅうかくきかん	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現のための進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、検討と専門的判断を行う「進行管理機能」といった役割を担う機関を指す。
Twitter	ついったー	比較的短い文章をつぶやくようにして投稿する形式のソーシャル・ネットワーキング・サービス*。公式には、ソーシャル・ネットワーキング・サービス*ではなく「社会的な要素を備えたコミュニケーションネットワーク(通信網)」であると規定されている。
デイジー図書	でいじーとしょ	DAISY(Digital Accessible Information System)という規格を用いたデジタル録音図書*。見出しから検索して読みたい部分を読んだり、読み飛ばしたり、一般の本のような読み方ができる。
電話リレーサー ビス	でんわりれーさ -びす	オペレーターが"手話や文字"と"音声"を通訳することで、きこえない人などときこえる人とを電話で即時双方向につなぐサービス。
<ul><li>読書バリアフリー法</li></ul>	どくしょばりあふ りーほう	正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)。 同法は、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指し、アクセシブルな電子書籍等の普及促進やこれらの量的・質的拡充を図るなど、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて、障がい者の社会参加・活躍を推進していくこととしている。

用語	読み	解説
特別支援学校	とくべつしえんが	学校教育法で定められた、障がい児等を対象とした学校のこと。
	っこう	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は
		病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高
		等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上
		の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけるこ
		とができるようにすることを目的としている。
特別支援教育	とくべつしえんき	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体
	ょういく	的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひ
		とりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上
		の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行
		うもの。
特別児童扶養	とくべつじどうふ	精神、知的又は身体に一定の障がいのある児童の福祉の増進を
手当	ようてあて	図ることを目的として、児童を監護する父又は母に支給される手当。
トライアル雇用	とらいあるこよう	障がい者の雇入れ経験がない事業主等による障がい者の試行
事業	じぎょう	雇用を支援する事業。

# ▮な行

用語	読み	解説
難病	なんびょう	原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化する病気の総
		称。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、
		生活に大きな支障をもたらす。
難病患者	なんびょうかんじ	十八歳以上で難病*に罹患している者。障害者総合支援法*では、
	や	約 361 種の難病の患者が障がい福祉サービス*の対象となってい
		る。
二次障がい	にじしょうがい	発達障がい*の特性によりミスが頻発し、叱責を受け続けたストレ
		スによりうつ病を発症するなど、発達障がい*などに伴って生じる精
		神障がいなどの二次的な問題のこと。ひきこもり、不登校、学習意欲
		の低下・欠如、学習の遅れ、対人恐怖症などの心理的影響のほか、
		暴力的、攻撃的になるなどの行動障がい、ネット、ゲーム、アルコール
		などの依存症など、様々な問題に発展する。
日中活動系サ	にっちゅうかつど	障がい者が日中、施設に通って創作的活動や生産活動を行った
ービス	うけいさーびす	り、介護、訓練等の支援を受けるためのサービス。
日本工業規格	にほんこうぎょう	JIS(日本工業規格)が定めた、「高齢者・障害のある人および一
「JIS-X 8341	きかく	時的に障害のある人がウェブコンテンツを利用できるようにするため
-3:2016」		の指針(JIS-X8341)」の第3部「ウェブコンテンツ」で使いやすい
		ウェブコンテンツのあり方を示したガイドライン。

用語	読み	解説
農福連携	のうふくれんけい	障がいのある人の多様な雇用の場の創出と農業の担い手不足解
		消を図るため、農業分野と福祉分野が連携して行う様々な取組み。
農福連携コーデ	のうふくれんけい	農福連携を行う上で関係機関の間に入り様々な調整業務を担う
ィネーター	こーでぃねーた	者。
	_	

## ▮は行

用語	読み	解説
発達障がい	はったつしょうが	外見的には何ら問題がないようでも「脳の働き方に強い個性があ
	(\)	り、物事のとらえ方や行動に目立った違いが生じるために日常生活
		に困難さがある状態」を指す。コミュニケーションに困難さがあり、限
		定された行動、興味、反復行動などが起こる自閉症スペクトラム
		(ASD)や、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい
		(LD)、注意力欠如·衝動性·多動性に特徴のある注意欠陥·多動
		性障がい(ADHD)など。
発達相談センタ	はったつそうだん	子どもたちの発達に関する相談や発達障がい*の早期発見、関係
_	せんたー	機関と連携しながら子どもたちのライフステージ*に応じた一貫した
		支援を継続的に行う。
バリアフリー	ばりあふりー	障がい者などが社会生活を送る上でバリア(障壁)となるものを
		除去すること。建物や道路の段差等の物理的障壁を物理的に解消
		することを一般的にバリアフリーと呼び、障がい者などの社会参加を
		困難にしている社会的、制度的、心理的障壁を除去する「心のバリア
		フリー」とは区別されることが多い。両者を総称してバリアフリーと呼
		ぶこともある。
バリアフリー新	ばりあふりーしん	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す
法	ぽう	る法律」(平成 18 年法律第 91 号)。
		同法は、交通バリアフリー法やハートビル法を統合する形で制定さ
		れ、共生社会の実現と社会的障壁*の除去を基本理念に掲げ、公共
		交通事業者等によるハード・ソフトの一体的なバリアフリー*の推進を
		図ることとしている。
ピアカウンセリン	ぴあかうんせりん	同じ様な悩みや問題を持った人同士で行う相談のこと。お互いに
グ	<	平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での
		自立生活を実現する手助けをする。
避難行動要支	ひなんこうどうよ	在宅や地域で生活をしていた高齢者や障がいのある人などのう
援者	うしえんしゃ	ち、避難行動や避難生活のために支援を必要とする人。

用語	読み	解説
Facebook	ふぇいすぶっく	友人同士のコミュニケーションツール(連絡手段)だけではなく、ビ
		ジネスや就職活動でも使われているソーシャル・ネットワーキング・サ
		ービス*。
福祉避難所	ふくしひなんじょ	災害発生時に一般の避難所では避難生活を送ることが困難な障
		がい者や高齢者等を対象に、バリアフリー*やプライバシーの確保を
		図り、医療、介護等に関して特別な配慮を提供する避難施設のこと。
福祉有償運送	ふくしゆうしょうう	NPO法人などが、身体障がい者などであらかじめ登録された会
サービス	んそうさーびす	員に対して、実費の範囲内で、乗車定員11人未満の自動車を使用
		して行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。
不在者投票制	ふざいしゃとうひ	仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に
度	ょうせいど	滞在している方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を
		行うことができる制度。また、指定病院・老人ホームなどに入院等し
		ている方などは、その施設内で不在者投票を行うことができる。
		なお、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方、または、
		介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件に該当する方
		は、「郵便等による不在者投票制度(自宅等、自分のいる場所での
		投票)」が認められている。
ぷれジョブ活動	ぷれじょぶかつ	障がいのある子どもが、地域での職業体験を通じて社会性や自
	どう	尊感情を向上し、併せて地域における障がい者理解の促進を図るこ
		とにより、障がいの有無に関わらず、共に助け合うことのできる地域
		社会の実現を目指す活動。
ペアレントトレー	ぺあれんととれー	子どもの障がい特性や関わり方などを、障がい児を持つ保護者
ニング	にんぐ	に学んでもらうための研修。
法定雇用率	ほうていこようり	国や地方自治体、民間企業等は、「障害者の雇用の促進等に関
	っ	する法律」に基づき、一定以上の割合(法定雇用率)にあたる障が
		い者を雇用しなければならない。平成 30 年4月に、法定雇用率が
		引き上げらた(民間企業 2.2%、国・地方公共団体等 2.5%、都道府
		県等の教育委員会 2.4%)。

## ▮や行

用語	読み	解説
ユニバーサルデ	ゆにばーさるで	障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に利用できるように
ザイン	ざいん	製品や建造物、生活空間などをデザインする考え方。
要援護者登録	ようえんごしゃと	自治会・社会福祉協議会・市との協働により災害等が発生した
制度	うろくせいど	際、自力での避難が困難な高齢者や障がいのある人に対する支援
		(避難誘導・安否確認・救出)を、地域住民が中心となって主体的に
		実施できるようにするための制度。この登録者情報をもとに「住民支
		え合いマップ*」が制作されている。
要配慮者	ようはいりょしゃ	高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦などを指す。
要約筆記者	ようやくひっきし	中途失聴者、難聴者等の聴覚障がい者等の意思疎通のために、
	や	その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳 (要約筆記)を
		行う者。ホワイトボードやスクリーンなどに文字を映し、大勢に情報を
		伝える方法(全体投影)と、1~2人の隣で手書きまたはパソコンで
		通訳する方法 (ノートテイク) がある。

# ▋ら行

用語	読み	解説
ライフステージ	らいふすてーじ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。乳幼児
		期・学童期・青年期・高齢期などに区分され、誕生・入学・卒業・就
		職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事を体験す
		る。
リハビリテーショ	りはびりてーしょ	障がいや、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・
ン	h	職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活
		を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のこと。
レスパイト	れすぱいと	介護の必要な高齢者や障がいのある人のいる家族へのさまざま
		な支援。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒
		れなどを防止することが目的で、タイムケアなどのサービスを指す。
録音図書	ろくおんとしょ	耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの。

表紙のイラスト作成者:牧内智子さん

#### 第3次上田市障がい者基本計画

第6期上田市障がい福祉計画・第2期上田市障がい児福祉計画

編集・発行 上田市 福祉部 障がい者支援課

住 所 〒386-8601 上田市大手 1-11-16

電 話 0268-23-5158 (直通)

F A X 0268-24-9423

電子メール shogaisien@city.ueda.nagano.jp